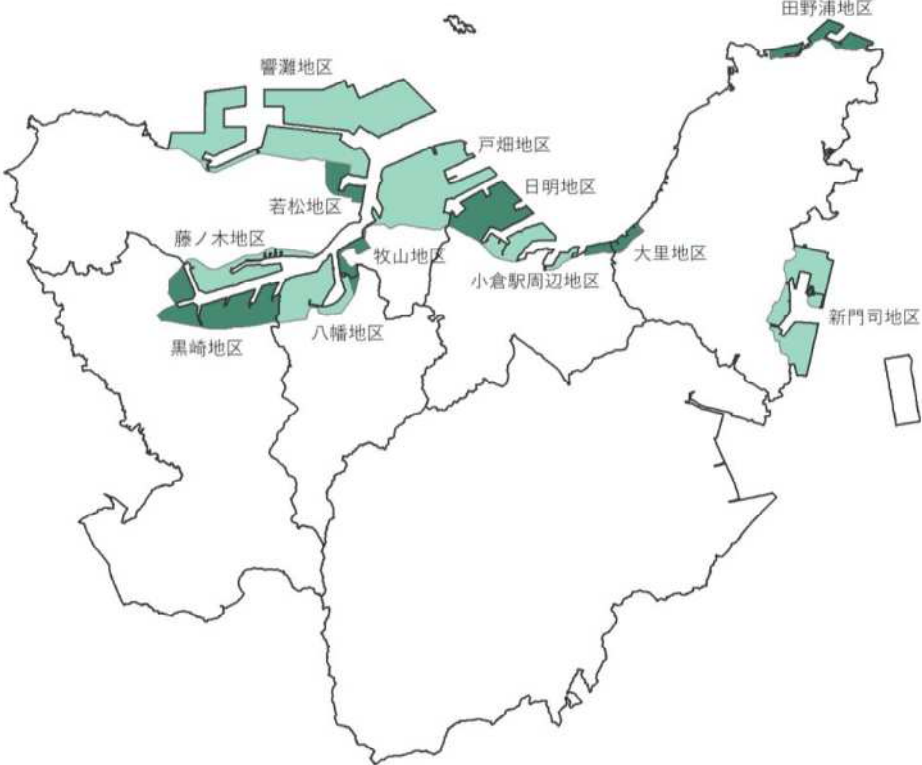


### 3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等

目標	都市に風格と輝きを与える、魅力ある景観づくり	
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○風格ある景観形成を図る               <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的条件を活用・継承し、質の高い施設デザインとする。</li> <li>・海からの景観を意識し、臨海部のダイナミックシーンを演出する。</li> </ul> </li> <li>○輝きある景観形成を図る               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「隠す」から「見せる」を意識し、清潔で明るい先端的な印象の景観形成を図る。</li> </ul> </li> <li>○調和ある景観形成を図る               <ul style="list-style-type: none"> <li>・海や樹林地等、背景となる自然景観、都心や一般市街地等、隣接する景観、隣接する工場・港湾施設相互との調和を図る。</li> </ul> </li> </ul>	
対象区域		
届出対象行為	<b>対象行為</b>	<b>対象規模</b>
	建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	次のいずれかに該当するもの ○高さが10mを超えるもの ○延べ面積が1,000㎡を超えるもの
	工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	○高さが10mを超えるもの
	その他、景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの	

1章

位置づけ  
景観計画の

2章

区域  
景観計画の

3章

行為の制限

重点

門司港

小倉都心

下曾根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章

の表示等  
屋外広告物

5章

整備方針  
公共施設の

6章

指定方針  
重要建造物

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

表 3-3-ア 景観形成基準(建築物)

項目	景観形成要素	景観形成基準	
共通事項		まちなみや通りの連続性の確保	<input type="checkbox"/> 形態・意匠を協調させるよう努める。
		建築物の魅力向上	<input type="checkbox"/> 建築物全体を統一感のある形態・意匠とし、各景観形成要素が持続可能で周辺景観から突出した印象とならないものとする。
		景観資源との協調	<input type="checkbox"/> 屋根や庇、外壁等のデザインを協調するなど、歴史的建造物等景観資源のあるまちなみとの調和に配慮する。
配置	地域特性への配慮	自然条件を考慮した配置	<input type="checkbox"/> 地形の起伏、既存の樹木や樹林等の保全に努める。
	壁面位置	壁面位置による快適なまちなみ空間の創出	<input type="checkbox"/> 周囲の基調を確認し、壁面線を協調させるよう努める。
高さ	スカイライン	連続性の確保	<input type="checkbox"/> まちなみで構成されるスカイラインの連続性を確保するよう努める。
		突出の低減	<input type="checkbox"/> 山の稜線などの背景やまちなみから突出しない高さとするよう努める。
	眺望の確保	眺望確保	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から、背景の山の稜線やランドマークが眺望できるよう配慮する。
壁面	形態・意匠	デザインの工夫	<input type="checkbox"/> 建築物単体のバランスに加え、周辺景観の基調と調和する壁面デザインとするよう配慮する。
		アイストップとなる場合の景観配慮	<input type="checkbox"/> 公園や公開空地、交差点等人の往来の多い公共施設等に接する場合は、見え方に配慮した配置、形態、意匠とするよう努める。
		大規模壁面の単調感・圧迫感の低減	<input type="checkbox"/> 開口部などの壁面構成や色彩による分節化等、単調感、圧迫感を低減させる形態、意匠とするよう努める。
	開口部	まちなみと協調した開口部の位置、大きさ	<input type="checkbox"/> まちなみとしての連続性を形成するため、開口部の位置や大きさの協調に配慮する。 <input type="checkbox"/> 窓面を利用した広告は掲出しないよう努める。
	素材	地域の基調を踏まえた素材の使用	<input type="checkbox"/> 周辺景観や地域特性の基調を踏まえた素材を使用するよう努める。 <input type="checkbox"/> 汚れが目立ちにくいもの、退色の少ないもの、耐久性の高いもの、反射光を生じないものを用いる。

項目	景観形成要素	景観形成基準	
壁面	色彩	メインカラー (基調色)	<input type="checkbox"/> 別途定める地区別の色彩基準によるものとする。ただし、住宅、共同住宅、老人ホーム等*は、暖色系(R、YR、Y)は彩度6以下、寒色系(R、YR、Y以外)は彩度3以下とする。 <input type="checkbox"/> 周辺景観との調和に努める。 <input type="checkbox"/> 高彩度色や低明度色の使用を避け、落ち着いたある色彩を用いるよう努める。 <input type="checkbox"/> 色数は、多用しない。複数色を使用する場合は、色相、明度、彩度の対比が強くなるよう努める。 <input type="checkbox"/> グラフィック(イラスト、写真、幾何学模様など)を主体としたデザインは行わないよう努める。
		アクセントカラー (強調色)	<input type="checkbox"/> 見付面積の1/10未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする。但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。 <input type="checkbox"/> 別途定める地区別の色彩基準によるものとする。
屋根・屋上	形態・意匠	眺望への配慮	<input type="checkbox"/> 高い所から見下ろす眺望に対して、屋上や屋根、塔屋等の色彩、素材等の意匠に配慮する。 <input type="checkbox"/> 反射光を生じる素材は使用しないよう努める。
	色彩	基調色	<input type="checkbox"/> 周辺景観との調和に努める。
部分	ベランダ・バルコニー	ベランダ・バルコニーの修景	<input type="checkbox"/> 建築物と一体感のある意匠とし、壁面から突出した形態や強調する色彩の使用はしないよう努める。
	屋外階段	屋外階段の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。 (推奨例：見える位置に設置する場合は、ルーバーで覆う、建築物と同一の色調とする等建築物本体と調和するなど。)
	低層部	連続性の確保 遮蔽性と閉鎖感の低減	<input type="checkbox"/> 統一感のあるまちなみをつくるため、歩行者の視線レベルの意匠を周辺環境と協調させるよう努める。 (推奨例：パイプシャッター等の利用による透過性を確保するなど。)
建築設備等	屋上の設備	屋上設備等の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から、容易に見える位置に設置しないよう努める。 (推奨例：見える場合は、ルーバーで覆うなど。)
	壁面の設備	配管・ダクト等の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう努める。 (推奨例：露出する場合は、壁面と同一の色調とする等建築物全体と調和するなど。)
	テレビ・携帯アンテナ等	テレビ・携帯アンテナ等の修景	
緑化	敷地	敷地の緑化	<input type="checkbox"/> まちなみの潤いや良好な景観のため、樹木等による緑化に努める。 (推奨例：まちなみや隣地に生垣や植栽等が連続している場合は、その連続性を保つよう、緑化する。ビル等屋上面積の広い建築物は、見下ろす眺望を踏まえた屋上緑化をするなど。)
	屋根・屋上	屋根・屋上の緑化	

1章  
位置づけ  
景観計画の

2章  
区域  
景観計画の

3章  
行為の制限

重点

門司港  
小倉都心  
下曾根  
若松  
国際通  
東田  
黒崎副都心  
木屋瀬  
折尾  
戸畑

誘導

臨海  
空港

関門

関門

4章  
の表示等  
屋外広告物

5章  
整備方針  
公共施設の

6章  
指定方針  
重要建造物

項目	景観形成要素	景観形成基準	
外構・その他施設	敷地・アプローチ等	まちなみとの一体感や連続性のある空間づくり	<input type="checkbox"/> まちなみや隣地との一体感や連続性に配慮する。 (推奨例：柵やフェンス等は、高さや構造、面積などを工夫し、圧迫感がなく、透過性があるものとするなど)
	駐車場	平面式・機械式・立体式駐車場の位置、出入口、外観等の修景	<input type="checkbox"/> 主要な道路や公園等の公共空間に面して設けないよう努める。 (推奨例：設ける場合は、舗装の色や素材、植樹等による修景を行う等、周囲からの見え方に配慮する。建築物本体と形態や色彩、外壁素材等を一体的なデザインとするなど。)
	倉庫・駐輪場・ゴミ置場の施設	倉庫、駐輪場、ゴミ置場等の修景	<input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間から見えにくい場所に設けるよう努める。 (推奨例：建築物等と調和する形態や色彩とする。緑化など。)
	擁壁・法面	圧迫感のない構造	<input type="checkbox"/> 段切りや後退、緩勾配の採用等、圧迫感を与えない構造とするよう努める。
夜間景観	照明	魅力的な夜間景観の創出	<input type="checkbox"/> 施設のライトアップを行う場合は、地域の特性に応じた魅力的な演出に努める。
	光害	光害(ネオン点滅・グレア等)の抑制	<input type="checkbox"/> 点滅や過度に発光するものや、動きのある照明(回転灯、サーチライト)等の機器は、使用しないよう努める。

※①住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿

②病院、診療所

②老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

③老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの

表 3-3-イ 景観形成基準(工作物)

項目	景観形成要素	景観形成基準
共通事項	位置・形態	□建築物や周辺環境と調和する位置・形態とする。
	色彩	□建築物や周辺環境と調和する色彩とする。なお、タンク、煙突等は、地区ごとの色彩基準によるものとする。
	材質	□材質は、汚れが目立たず、退色の少ない材料を用いるように努める。
煙突、鉄筋コンクリートの柱等	配置	□連続して設置する場合は、尾根線に沿った配置を避ける。
	緑化	□足元や敷地の周囲などの緑化に努める。
擁壁	圧迫感のない構造	□自然石の使用や化粧型枠仕上げなど、周辺との景観調和に努める。
携帯基地局アンテナ	修景	□主要な道路からできるだけ見えない位置に配置する。若しくは、外壁又は屋根と同色で着色するなど、目立たないように努める。

※表 3-3-ア、イの基準に適合しない場合であっても、北九州市景観審議会等の意見聴取をした上、良好な景観形成に支障がないと判断されるものについては、基準外とすることができる。

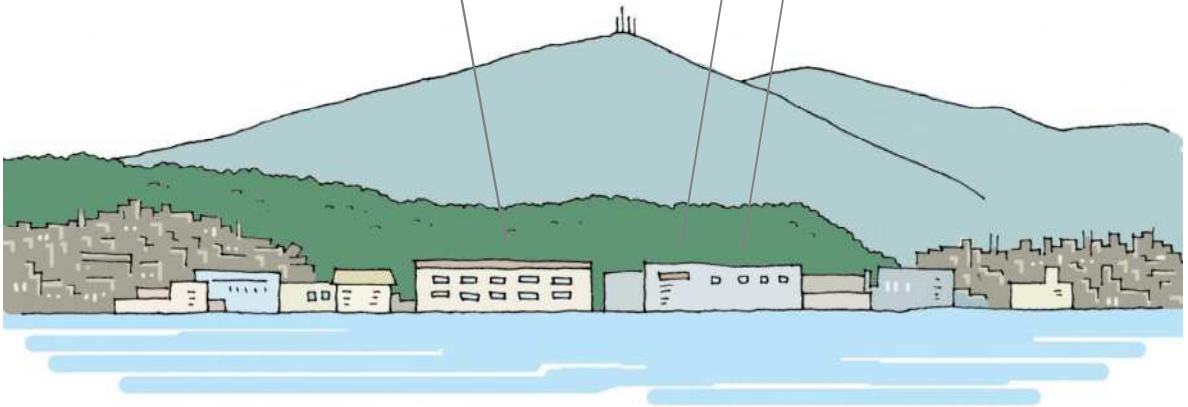
## 魅力あるまちなみづくりのポイント

様々な工夫で、周囲と調和した魅力的な景観を形成しましょう！

サーチライトなど動きのある照明を使わない配慮がされた夜間景観

高彩度や低明度の色彩を避けた、落ち着いた建物群

連続性のあるスカイライン



## 景観配慮がないまちなみは・・・No Good

No Good ポイント

色彩・高さ・意匠・看板などの不調和

まちの印象は

- ・統一感がない
- ・ごちゃごちゃした
- ・落ち着きがない

魅力あるまちなみとは言えません。

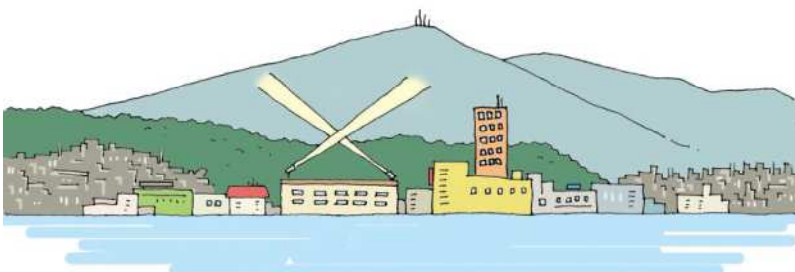
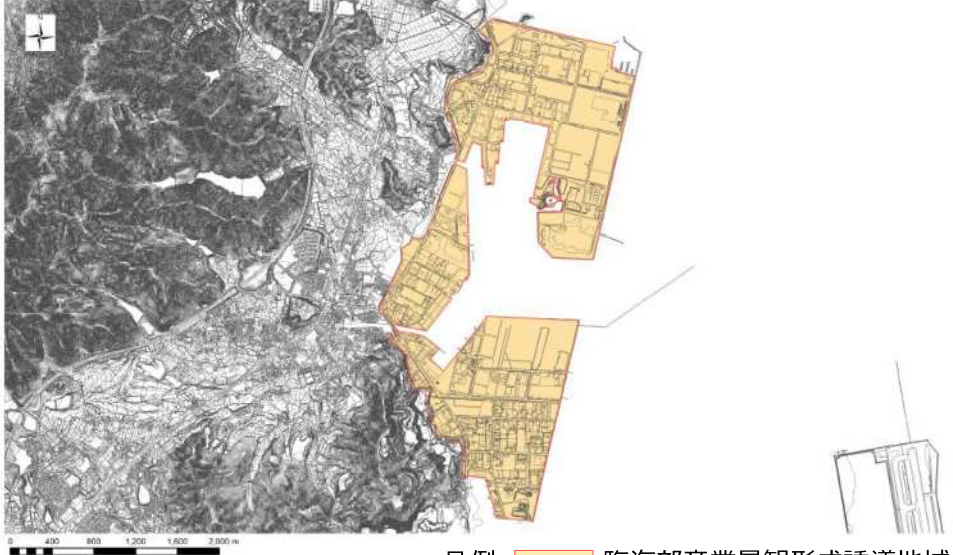


図 3-3-ウ まちなみ形成のイメージ

景観計画の運用により、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づいた魅力あるまちなみイメージを示したもので、現状や将来的な理想像を示すものではありません。イメージであり電線類など実際とは異なります。

## (1) 新門司地区

テーマ	新しい海と空の玄関口にふさわしい景観形成
方針	○海（フェリー）、空（飛行機）からの視点を意識した施設デザインに留意する。 ○背後に迫る美しい緑を背景とした明るいイメージの景観形成を図る。 ○今後、新たに建設が予定される施設相互の調和を図る。
対象区域	 <p>凡例 <span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:yellow; border:1px solid black;"></span> 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

### ◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

#### ア 色彩基準

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。

	屋 根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	全域 N（無彩色）	全域 N（無彩色）	10RP～10R 10YR～10Y 10GY～10G 10BG～10B N（無彩色）
明度	全域	6以上	全域
彩度	1以下	1以下	全域

#### イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準（建築物）、景観形成基準（工作物）を参照。

## 1章

位置づけ  
景観計画の

## 2章

区域  
景観計画の

## 3章

行為の制限

### 重点

門司港

小倉都心

下曾根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

### 誘導

臨海

空港

### 関門

関門

## 4章

の表示等  
屋外広告物

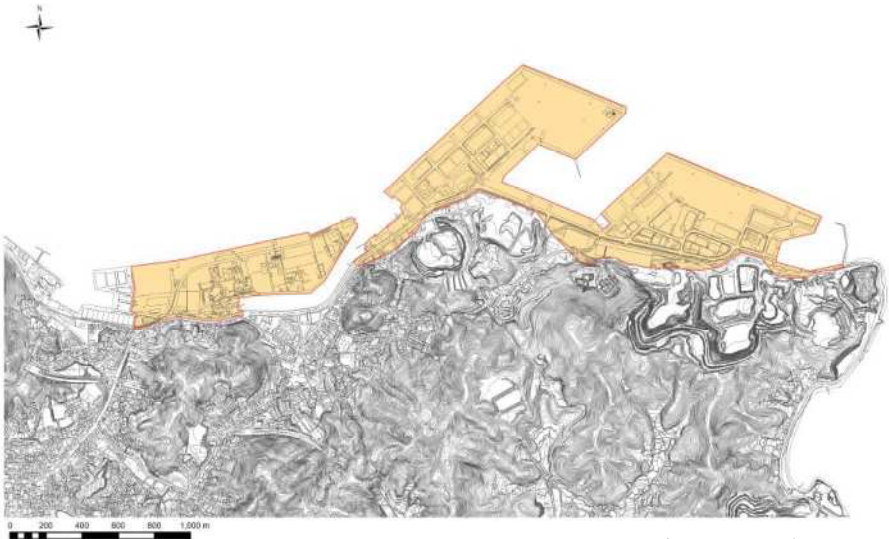
## 5章

整備方針  
公共施設の

## 6章

指定方針  
重要建造物

## (2) 田野浦地区

テーマ	関門海峡の入口にふさわしい格調の高い景観形成
方針	○海からの正面性に配慮する。 ○質の高いまとまりのある景観形成を図る。 ○斜面緑地の自然景観と調和させる。
対象区域	 <p>凡例 <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: orange; border: 1px solid black;"></span> 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

### ◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

#### ア 色彩基準

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。


	屋 根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	全域

#### イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準(建築物)、景観形成基準(工作物)を参照。



### (3) 大里地区

テーマ	関門海峡と背後の山並みに調和した景観形成
方針	○レンガ造の倉庫など、魅力ある施設を生かした景観形成を図る。 ○山と海に挟まれた都市軸としての連続したまちなみ形成を図る。 ○海の青と山の緑に調和した景観形成を図る。
対象区域	 <p>凡例 <span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:orange; border:1px solid black;"></span> 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

#### ◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

##### ア 色彩基準


建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	10R～10GY N（無彩色）	10R～10GY N（無彩色）	10R～10GY N（無彩色）
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	8以下 (10R～10Y) 6以下 (0GY～10GY)

##### イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準(建築物)、景観形成基準(工作物)を参照。

#### (4) 小倉駅周辺地区

テーマ	北九州市の顔にふさわしい都心としての景観形成
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高度情報関連の企業・施設が集まる地区としてふさわしい先端的なイメージのデザイン化を図る。</li> <li>○都心にふさわしい風格ある質の高いデザインとして、材料等の選択に留意する。</li> <li>○小倉駅北口に建設がすすむビルや各種コンベンション施設等に調和したデザインとする。</li> </ul>
対象区域	 <p style="text-align: right;">凡例 <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #f4a460; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

#### ◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

##### ア 色彩基準

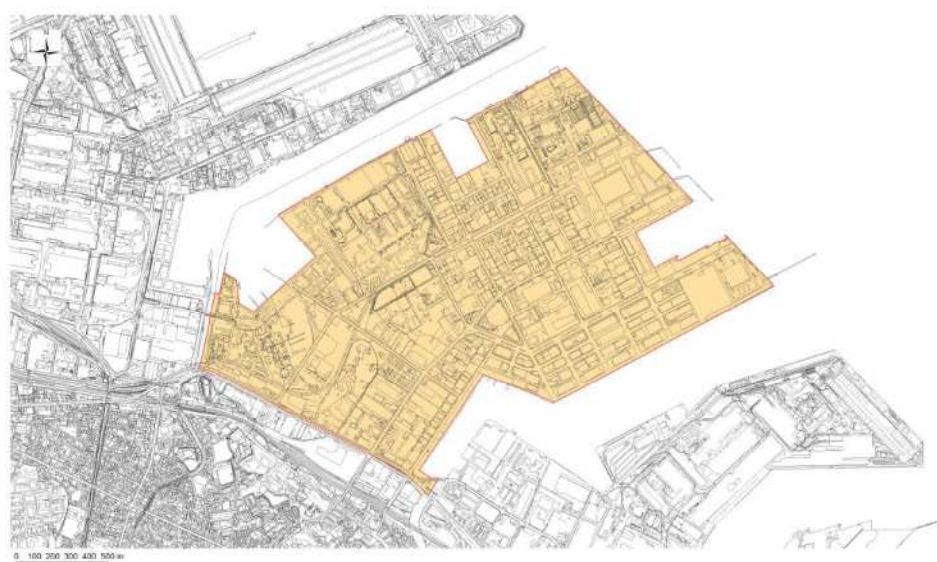
建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	全域

##### イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準(建築物)、景観形成基準(工作物)を参照。

## (5) 日明地区

テーマ	都心に隣接する地区として落ち着いた景観形成
方針	○公共施設の煙突等は、ランドマークとしてデザイン化を図る。 ○地区としてまとまりのある明るい雰囲気のある景観形成を図る。 ○隣接する大規模な工場・港湾施設との調和を図る。
対象区域	 <p>凡例 <span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:orange; border:1px solid black;"></span> 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

### ◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

#### ア 色彩基準

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5YR~10GY N (無彩色)	5 YR~10GY N (無彩色)	5 YR~10GY N (無彩色)
明度	全域	5 以上	全域
彩度	4 以下	3 以下	全域

#### イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準(建築物)、景観形成基準(工作物)を参照。

1章

景観計画の  
位置づけ

2章

景観計画の  
区域

3章

行為の制限

重点

門司港

小倉都心

下曾根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章

屋外広告物  
の表示等

5章

公共施設の  
整備方針

6章

重要建造物  
指定方針

## (6) 戸畑地区

テーマ	活力ある工場地にふさわしいダイナミックな景観形成
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本来持つ工場群のダイナミックさを生かし、力強さの感じられる景観形成を図る。</li> <li>○清潔で明るい雰囲気での景観形成を図る。</li> <li>○隣接する市街地との関係に配慮する。(緩衝緑地帯)</li> </ul>
対象区域	 <p style="text-align: right;">凡例 <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: orange; border: 1px solid black;"></span> 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

### ◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

#### ア 色彩基準

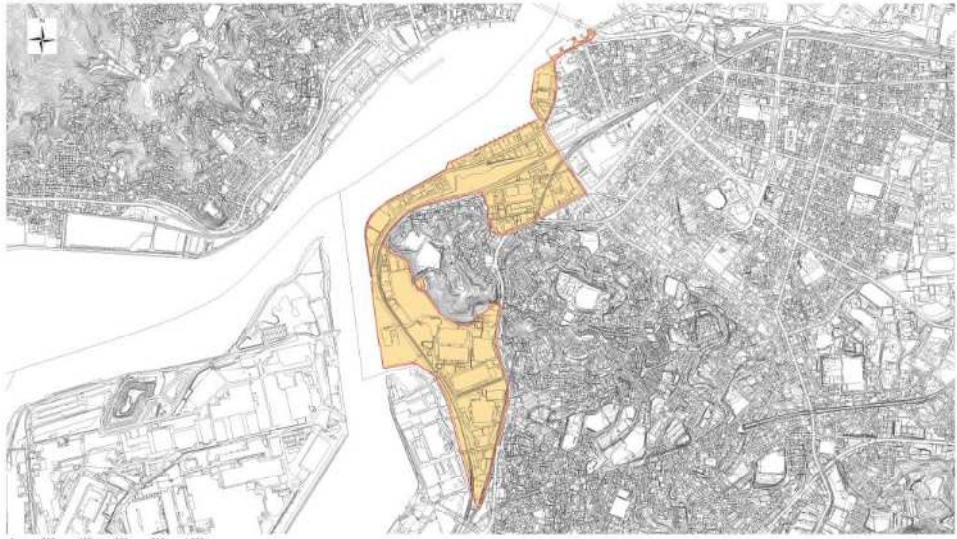
建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については明度4以上かつ彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度7以上かつ彩度1以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	10Y～10BG N (無彩色)	10Y～10BG N (無彩色)	10Y～10BG N (無彩色)
明度	4以上	7以上	全域
彩度	4以下	3以下	全域

#### イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準(建築物)、景観形成基準(工作物)を参照。

## (7) 牧山地区

テーマ	一つのまちなみとして調和したまとまりのある景観形成
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小規模な工場が数多く集まる地区として一つのまとまった工場地景観となるよう留意する。</li> <li>○施設のメンテナンスに留意し、明るいイメージの景観形成を図る。</li> <li>○鉄道に沿った地区として、鉄道側にも表情をもった演出を図る。</li> </ul>
対象区域	 <p>凡例 <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: yellow; border: 1px solid black;"></span> 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

### ◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

#### ア 色彩基準

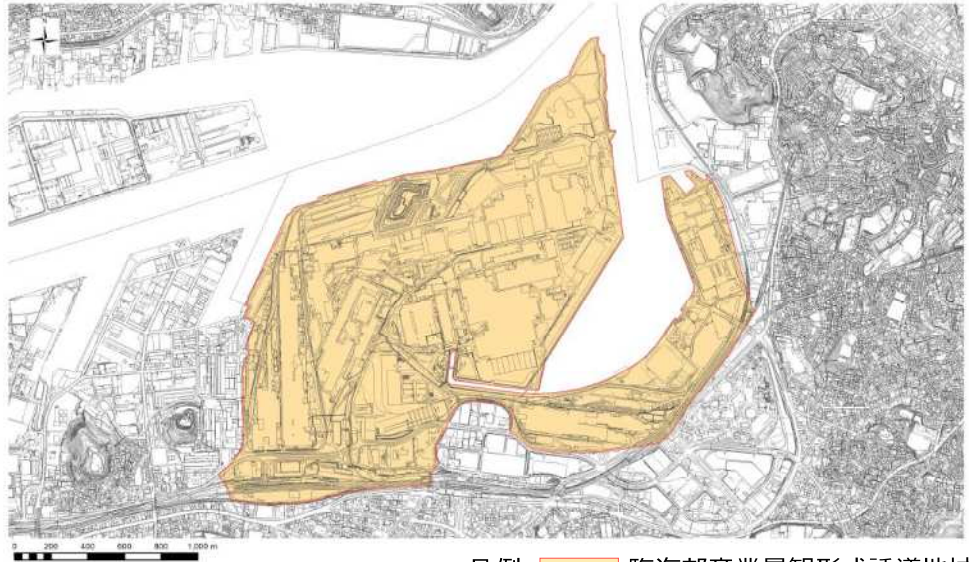
建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	10R～10Y N（無彩色）	10R～10Y N（無彩色）	10R～10Y N（無彩色）
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	8以下

#### イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準（建築物）、景観形成基準（工作物）を参照。

## (8) 八幡地区

テーマ	北九州市の鉄鋼業発祥の地にふさわしい風格のある景観形成
方針	<p>○北九州市を代表する施設として、質の高いデザイン化を図る。</p> <p>○新しい時代の情報発信空間として、先端的なイメージの景観形成を図る。</p> <p>○大規模な施設群であるだけに、圧迫感のない景観形成に留意する。</p>
対象区域	 <p style="text-align: right;">凡例 <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: orange; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

### ◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

#### ア 色彩基準

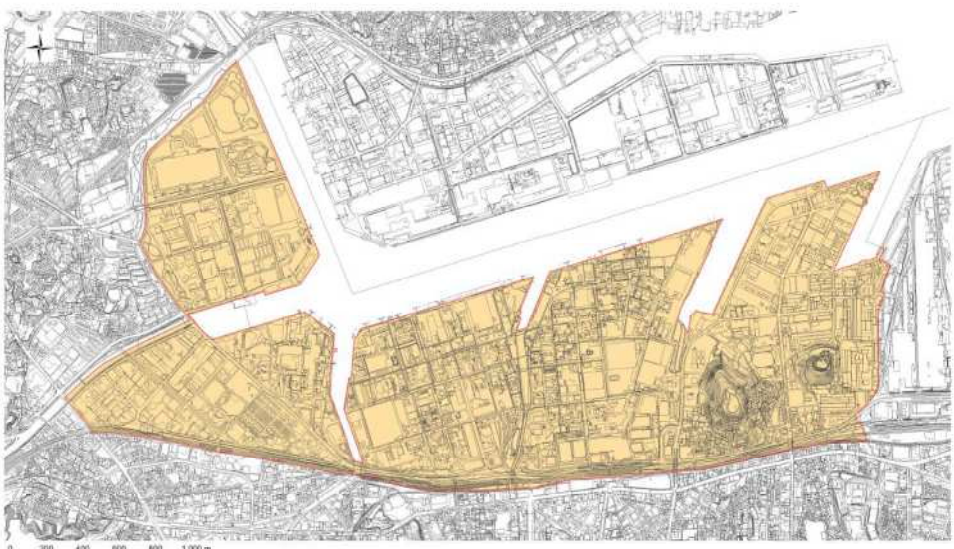
建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については明度4以上かつ彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度7以上かつ彩度1以下とする。

	屋 根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	10Y～10BG N（無彩色）	10Y～10BG N（無彩色）	10Y～10BG N（無彩色）
明度	4 以上	7 以上	全域
彩度	4 以下	3 以下	全域

#### イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準(建築物)、景観形成基準(工作物)を参照。

(9) 黒崎地区

テーマ	副都心にふさわしい明るいイメージの景観形成
方針	○市街地からの近景を意識し、都市のランドマークとして工場施設のデザインにも考慮する。 ○市街地に隣接する工場地として、清潔で明るいイメージの景観形成を図る。 ○隣接する市街地と一体的なまちなみとして景観形成を図る。
対象区域	 <p>凡例 <span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:orange; border:1px solid black;"></span> 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

ア 色彩基準

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋 根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5BG～5PB N (無彩色)	5BG～5PB N (無彩色)	5BG～5PB N (無彩色)
明度	全域	5 以上	全域
彩度	4 以下	3 以下	全域

イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準(建築物)、景観形成基準(工作物)を参照。

## (10) 藤ノ木地区

テーマ	新しい都市型ウォーターフロントにふさわしいまとまりのある景観形成
方針	<p>○市民に開かれた新しいウォーターフロントにふさわしい先端的なデザインに配慮する。</p> <p>○洞海湾を挟んで立地する工場群を意識しながら、背後に迫る緑を取り込んだまとまりの感じられる景観形成を図る。</p>
対象区域	 <p>凡例 <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: orange; border: 1px solid black;"></span> 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

### ◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

#### ア 色彩基準

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

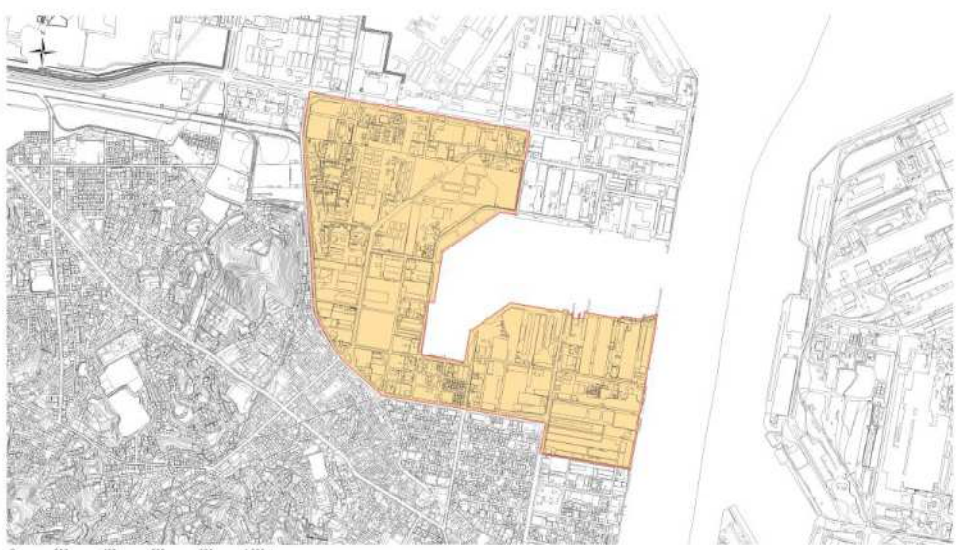
	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	10YR～10G N（無彩色）	10YR～10G N（無彩色）	10YR～10G N（無彩色）
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	全域

#### イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準(建築物)、景観形成基準(工作物)を参照。



## (11) 若松地区

テーマ	隣接する市街地に調和した魅力ある景観形成
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都心に近接する美しい自然、歴史の多く残る地区にふさわしいデザイン化を図る。</li> <li>○職・住が一体となった市街地空間として、落ち着き、やすらぎの感じられる景観形成を図る。</li> <li>○隣接する市街地との連続性に留意する。</li> </ul>
対象区域	 <p>凡例 <span style="background-color: #FFD700; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 臨海部産業景観形成誘導地域</p>

### ◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

#### ア 色彩基準

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）	5R～5Y N（無彩色）
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	10以下

#### イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準(建築物)、景観形成基準(工作物)を参照。

1章

景観計画の  
位置づけ

2章

景観計画の  
区域

3章

行為の制限

重点

門司港

小倉都心

下曾根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章

屋外広告物  
の表示等

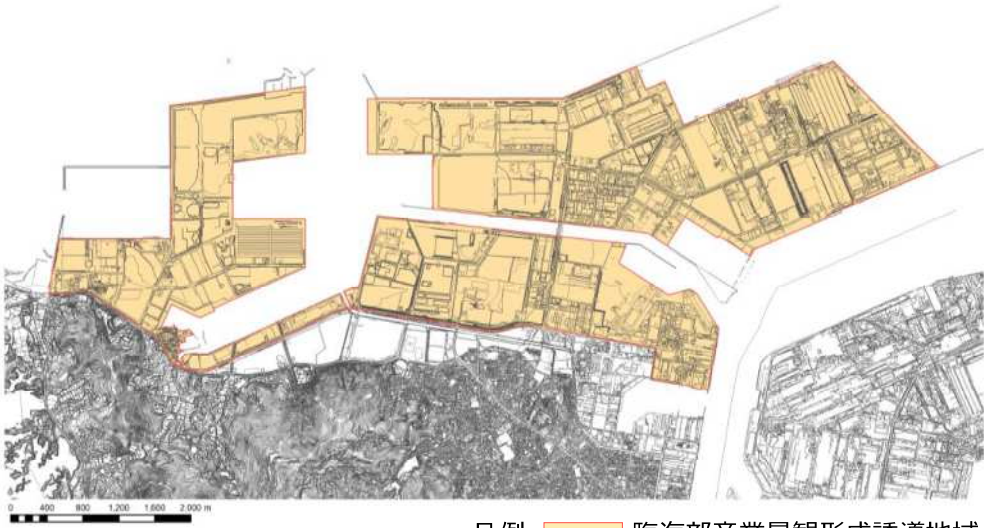
5章

公共施設の  
整備方針

6章

重要建造物  
指定方針

## (12) 響灘地区

テーマ	雄大な響灘と調和したダイナミックな景観形成
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○響灘の力強さ、躍動感あふれる自然環境に対応したダイナミックな景観形成を図る。</li> <li>○新しい埋立地にふさわしい明るく先端的なイメージの景観形成を図る。</li> <li>○施設相互の一体的調和に留意する。</li> </ul>
対象区域	

### ◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

#### ア 色彩基準

建築物等の色彩は、次の表に示す基準値を原則とする。やむを得ず下表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度1以下、外壁、タンク、煙突等については、明度5以上かつ彩度1以下とする。

	屋根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色相	5G～5PB N（無彩色）	5G～5PB N（無彩色）	5G～5PB N（無彩色）
明度	全域	5以上	全域
彩度	4以下	3以下	全域

#### イ 色彩以外の基準

「3-3 臨海部産業景観形成誘導地域における行為の制限等」の景観形成基準（建築物）、景観形成基準（工作物）を参照。